

知立市告示第 2 3 号

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和 2 年知立市条例第 4 1 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する市長が定める業種について、次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する市長が定める業種を次のように定める。

（１）日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）に規定する大分類 E ー製造業に属する業種。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）別表第 2 （る）項第 1 号又は第 2 号に掲げるもの

イ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 3 7 号）第 2 条第 4 項の産業廃棄物をいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの

（２）前号に掲げる業種に付属する建築物。ただし、建築基準法別表第 2 （る）項第 2 号に掲げるものを除く。